

# 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(案)」に対する意見公募要領

平成30年4月  
経済産業省  
産業技術環境局  
環境指導室

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)は、バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、平成4年に制定されました。

バーゼル法の制定から20年以上が経過し、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化しています。天然資源の枯渇やアジア各国の急速な経済成長を背景に、特定有害廃棄物等は天然資源を代替する循環資源として注目され、活発に越境移動が行われるようになった一方で、こうした国際取引の増加により、制定時に想定されなかった様々な問題が顕在化しています。

バーゼル条約等を的確に実施しつつ、顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検討する必要があることから、平成29年6月16日に、バーゼル法の一部を改正する法律が公布され(平成29年法律第62号)、新たに導入される再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度の整備のため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令を定めることとしました。つきましては、本案について、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

## 2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

## 3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成30年4月26日(木)～平成30年5月25日(金)必着

## 4. 意見提出先・提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行って下さい。

- (2) 電子メールの場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見を記入の上、意見提出用紙をメールに添付し、下記の電子メールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス: [kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp](mailto:kankyo-shidoshitsu@meti.go.jp)

(電子メールの件名を「バーゼル法政令案に対する意見」としてください。)

### (3) ファクシミリの場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見を記入の上、下記のファクシミリ番号にお送り下さい。

ファクシミリ番号: 03-3580-6329

### (4) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見を記入の上、下記宛てにお送り下さい。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 環境指導室 パブリックコメント担当 宛て

## 5. その他

皆様から頂いたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

頂いたご意見は、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。